

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定
高橋 一臣	南場 淳司	武田 育子	佐々木 亮	阿部 尚央	宮原 圭佑	鈴木 隆太	佐藤 成彦	三浦 孝雄	平井 裕一	町田 祐子	伊藤 卓	三浦 卓也
八戸市立市民病院	弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院	津軽保健衛生協同組合	津軽保健衛生協同組合	さとう耳鼻喉科医院	医療法人整友会弘前記念病院	平井内科医院	医療法人白鷗会まちなつ眼科クリニック	医療法人桂木ククリニツク	一般財団法人双仁会青森厚生病院
八戸市大字向字毘沙門平一	弘前市大字本町五三	弘前市大字本町五三	弘前市大字本町五三	弘前市大字本町五三	弘前市大字野田二丁目二の一	弘前市大字野田二丁目二の一	弘前市大字田園四丁目七の七	弘前市大字境関字西田五九の一	青森市松原三丁目二の五	青森市大字羽白字沢田三九の四	青森市桂木四丁目六の三七	青森市大字新城一字山田四八八の一
外科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	内科	外科	耳鼻咽喉科	整形外科	内科	眼科	乳腺外科、 外科、内科、 肛門	外科
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

医難病指定	医難病指定	医難病指定
岡本 豊	田村 英嗣	野村 一雄
一部事務組合 下北医療センター 総合病院	医療法人白生会胃腸病院	八戸泌尿器科医院
むつ市小川町一丁目二の八	五所川原市字中平井町一四二の一	八戸市城下一丁目〇の五
内科	外科、消化器内科、泌尿器科	泌尿器科
〃	〃	〃

青森県告示第十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
城東こどもクリニック	弘前市大字城東北四丁目四の二〇	平成二七・一・一
マエタ調剤薬局西弘店	弘前市大字中野二丁目一の二三	〃
浪岡駅前調剤薬局	青森市浪岡大字浪岡字細田九一の八	〃
仙真堂薬局八戸日赤前店	八戸市大字田面木字下田面木四二の一	〃

青森県告示第十三号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡深浦町大字追良瀬字相野山一九五の五

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第十四号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字下山ノ井一五六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

地域森林計画の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、三八上北森林計画区に係る平成二十七年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたので、同法第六条第七項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、青森県農林水産部林政課並びに三八地域農林局地域農林水産部及び上北地域農林局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、津軽森林計画区に係る平成二十四年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課並びに中南地域農林局地域農林水産部及び西北地域農林局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社横内建築

二 代表者の氏名 横内 正人

三 主たる営業所の所在地 青森市大字野内字菊川一六八の三二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二三）第一 二四号

五 取消年月日 平成二十六年十二月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、屋根、タイル・レンガ・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年九月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社成田林業土木

二 代表者の氏名 成田 剛

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字薄市字冲原二一五の一〇一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二一）第九四二八号

五 取消年月日 平成二十六年十二月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭